

社団法人国際農林業協働協会 常勤役員退職手当支給規程

(適用範囲)

第1条 社団法人国際農林業協働協会（以下「協会」という。）の常勤の役員の退職手当の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(退職手当)

第2条 常勤の役員が退職したときは、退職手当を支給する。

(退職手当の受給者)

第3条 退職手当は、常勤の役員が退職したときはその者に、死亡により退職したときはその遺族に支給する。ただし、常勤の役員が定款第17条の規定により解任された場合は、当該常勤の役員には退職手当は支給しない。

(退職手当の額)

第4条 退職手当の額は、在職期間1月につきその者の退職の日における俸給月額に100分の7の割合を乗じて得た額とする。ただし、次条第3項後段の規定により引き続き在職したものとみなされる者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の7の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

- 2 前項の規定による退職手当の額は、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。
- 3 前項の規定による場合も、退職手当の総額は、在職期間1月につきその者の退職の日における俸給月額（ただし、前項ただし書きによる場合は、当該異なる役職ごとの俸給月額）に100分の12を乗じて得た額を超えないものとする。

(在職期間の計算)

第5条 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、1月と計算するものとする。

- 2 前条第1項ただし書きに規定する場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

- 3 役員が任期満了の日の翌日に再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 第3条に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位については、国家公務員退職手当法第11条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(遺族からの排除)

第7条 遺族からの排除については、国家公務員退職手当法第11条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第8条 役員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続きによるものを除く。次項及び次条第2項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、禁固以上の刑に処せられなかつたときは、その限りでない。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第9条 会長は、退職した役員に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると想料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが、協会の公共上の見地から行う事務及び事業に対する国民の信頼を確保し、退職手当の支給に關し、その適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 会長は、前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが、一時差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
- (2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

- 3 前項の規定は、会長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 会長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(退職手当の返納)

第10条 退職手当の返納については、国家公務員退職手当法第12条の3第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「各省庁の長等」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(実施細則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和62年3月26日から施行し、昭和62年3月31日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成10年6月18日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成14年6月25日から適用する。

附 則

1 この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。

1 旧社団法人国際農業交流・食糧支援基金の常勤役員であった者で、引き続き協会の常勤役員に就任した者の平成16年3月31日までの間の退職手当の額は、第4条の規定にかかわらず平成16年3月31日に施行されていた社団法人国際農業交流・食糧支援基金常勤役員退職手当支給規程に基づき算出された額とする。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月1日から適用する。